

中小企業販路拡大事業 支援補助申請の手引き



令和7年5月
千代田区

目 次

1	制度の目的	1
2	制度の内容	1
	(1) 補助対象者	1
	(2) 補助対象事業	1
	(3) 補助金額・補助率・補助対象経費	1
	(4) 補助対象外となる場合	2
3	申請に当たっての注意点	2
4	申請手続の流れ	3
	(1) 申請時に必要な書類	4
	(2) 補助金の請求	4
5	Q & A	5
6	申請書記載例	7
	第3号様式(第8条関係)	8
	第3号の5様式(第8条関係)	9
	第11号様式(第14条関係)	10
7	申請書一式	11
	第3号様式(第8条関係)	12
	第3号の5様式(第8条関係)	13
	第11号様式(第14条関係)	14

1 制度の目的

区が認定した商工関係団体に所属する中小企業者が、販路拡大のために自社の製品、技術又はサービス等を展示会に出展する事業に係る経費の一部を補助します。これにより、中小企業者による販路の拡大を促進し、区内商工業の活性化を図ります。

2 制度の内容

(1) 補助対象者

区の認定する商工関係団体に所属し、区内に登記上の本店所在地（個人事業主の場合は主たる事業所）と営業実態を有する^{※1}中小企業者^{※2}

※1 バーチャルオフィスのように、経常的な業務を行う作業スペースの使用権を持たず法人登記や会議室等の使用権のみを有する場合は、営業実態が無いとみなします。

※2 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

【認定団体一覧】

団体名	連絡先	URL
東京商工会議所千代田支部	03-5275-7286	https://www.tokyo-cci.or.jp/chiyoda/
(一社)東京中小企業家同友会千代田支部	03-5829-8988	http://www.chiyoda-doyu.jp/
千代田区商工業連合会	03-5244-5135	https://chiyoda-shokoren.com/

(2) 補助対象事業

自社の製品、技術又はサービス等を展示会（オンライン開催を含む）に出展する事業

(3) 補助金額・補助率・補助対象経費

補助金額	補助率	補助対象経費
10万円 (20万円 ^{※1})	3分の2	出展小間料、装飾費 ^{※2} 、備品レンタル費 (注意) 設営費、周知費、運送費、人件費、消費税は補助の対象とはなりません。

※1 次のいずれかの要件を満たす場合は、補助上限額が20万円となります。

<input checked="" type="checkbox"/>	内容
<input type="checkbox"/>	申請時において、創業の日から10年以内であること
<input type="checkbox"/>	申請時において、(公財)まちみらい千代田の実施する千代田ビジネス大賞のいずれかの賞を受賞してから1年以内であること

※2 原則、展示会のために作成したもの、展示会での使用を目的としたものに限りません。

(4) 補助対象外となる場合

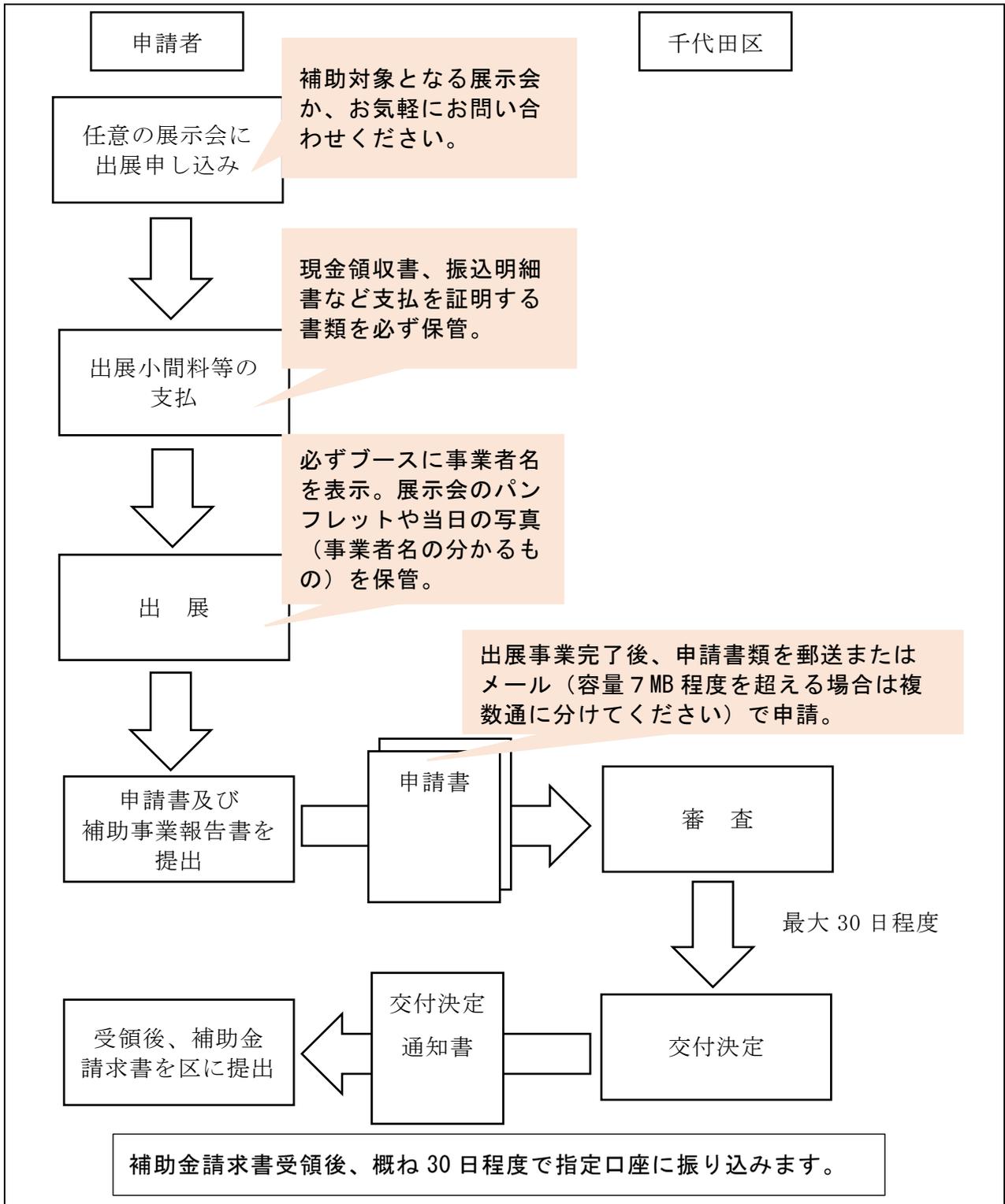
次のいずれかに該当する場合は、補助の対象となりません。

<input checked="" type="checkbox"/>	内 容
<input type="checkbox"/>	広く一般に公開されない展示会に出展する場合
<input type="checkbox"/>	一般消費者に対するその場での販売を主な目的とした展示会に出展する場合
<input type="checkbox"/>	区が開催し、又は共催する展示会に出展する場合
<input type="checkbox"/>	自社が開催し、又は共催する展示会に出展する場合
<input type="checkbox"/>	交付の決定を受けていない他の者と合同で出展する場合
<input type="checkbox"/>	国、都その他の公共的団体の補助金等を受ける場合

3 申請に当たっての注意点

- (1) 申請は、同一の中小企業者につき同一年度内に1回限りです。補助金の受給をしようとする年度内にすでに補助金を受給した中小企業者の代表者と同一の方が代表者である中小企業者は、補助対象外となります。
- (2) 1回の申請に含めることができるのは、1つの展示会への出展経費のみです。複数の展示会への出展経費をまとめて申請することはできません。
- (3) 申請は、展示会出展後、出展した年度内に行ってください。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社のうち、次のいずれかに該当する場合は、補助対象外となります。
 - ア 親会社が中小企業者に該当しない
 - イ 補助金の受給をしようとする年度内に親会社または親会社のいずれかの子会社が補助金を受給した

4 申請手続の流れ



(1) 申請時に必要な書類

<input checked="" type="checkbox"/>	必要書類
<input type="checkbox"/>	補助金交付申請書（第3号様式）
<input type="checkbox"/>	補助事業実績等報告書（第3号の5様式）
<input type="checkbox"/>	会社概要（ex. 会社案内、パンフレット、自社ホームページの会社概要部分のコピー等）
<input type="checkbox"/>	（法人の場合）登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し（発行後3か月以内） （個人事業主の場合）開業届出書の写し（税務署受付印のあるもの）
<input type="checkbox"/>	（法人の場合）法人住民税及び法人事業税納税証明書（都税事務所発行）の写し （個人事業主の場合）特別区民税・都民税納税証明書（千代田区発行）及び個人事業税納税証明書（都税事務所発行）の写し （創業1年未満で納税証明書が発行できない場合）代表者の住民税納税証明書の写し
<input type="checkbox"/>	補助対象経費の支払を証する書類の写し（ex. 請求書+領収書、振込明細書など） ※請求書は、当該展示会への出展に係る経費であることが確認できるものであること
<input type="checkbox"/>	事業実績の分かるもの（展示会パンフレット ^{※1} 、展示会当日のブース写真 ^{※1※2} 、補助対象物を展示会当日に使用している写真 ^{※3} ） ※1 出展社名が確認できるものであること ※2 ブース全体が確認できるものであること ※3 補助対象経費に装飾費又は備品レンタル費を含める場合は提出すること（当日のブース写真で確認できる場合は提出不要）

【千代田ビジネス大賞受賞の要件を満たしている場合に上記に加えて必要になるもの】

<input checked="" type="checkbox"/>	必要書類
<input type="checkbox"/>	千代田ビジネス大賞のいずれかの受賞を確認できるもの（ex. 賞状の写し）

(2) 補助金の請求

審査の上、補助金の交付を決定することとしたときは、区から交付決定通知書及び補助金請求書を送付します。受領しましたら、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で速やかに返送してください。

請求書受領後、概ね30日程度で指定口座に振り込みます。

5 Q & A

Q 1 認定を受けた商工関係団体に加入したいのですが、どうしたらよいですか。

1 ページ記載の認定団体に直接お問い合わせください。

Q 2 千代田ビジネス大賞にエントリーしたいのですが、どうしたらよいですか。

まちみらい千代田のホームページ (<https://www.mm-chiyoda.or.jp/business/biz-prize.html>) をご参照ください。

Q 3 補助金の交付申請は、展示会出展前に行うことはできますか。

交付申請は、展示会出展前には受け付けておりませんので、展示会出展後にご申請ください。また、展示会に出展した年度内に行うようご注意ください。なお、申請総額が予算額に達ししだい、申請受け付けを終了いたしますのでご了承ください。（お問い合わせ時点での申請受付の可否をご案内することは可能です。）

ご申請に当たって必要な書類は、必ず事前に確認してください。特に、補助対象経費の請求書、領収書、振込明細書、展示会のパンフレットや当日の写真などは、紛失等されますと申請できなくなりますのでご注意ください。

Q 4 オンラインの展示会に出展をしたのですが、補助の対象となりますか。

原則対象となります。ただし、期間を定めて開催されているほか、補助対象外の展示会に該当していないものに限りです。

Q 5 本年度、複数の展示会に合計 2 回出展する予定です。補助金の交付申請を 2 回行うことはできますか。または、2 回分をまとめて申請することはできますか。

できません。補助金の交付は、同一年度内につき、1 事業者 1 回 1 展示会限りとなります。

Q 6 本年度出展料を支払いましたが、開催日は翌年度です。補助の対象となりますか。

開催日の属する年度に補助対象となります。展示会出展後、必要書類を揃えて出展した年度内に申請してください。

Q 7 申請を失念していたのですが、昨年度に出展した展示会は補助の対象となりますか。

対象となりません。必ず出展した年度内に申請してください。

令和7年度：令和7年4月1日～令和8年3月31日

なお、出展日が年度をまたいでいる場合は、最終日の属する年度が申請年度となります（ex. 令和7年3月31日～4月1日出展→令和7年度に申請可能）。

Q 8 補助金の交付を2年連続で受けることはできますか。

補助対象の要件に合致していれば問題ありません。

Q 9 交付決定後、代表者が変更になりました。何か手続は必要ですか。

速やかに代表者氏名等変更届を提出してください。

Q10 補助金の対象になる展示会なのか相談したいです。

ご不明な点は遠慮なく窓口、電話、電子メールなどでお問い合わせください。展示会の開催要項やパンフレットなどの内容の分かるものがあれば添付していただくとスムーズです。

Q11 補助対象経費の装飾費とは具体的にどのようなものが対象になるのでしょうか。

原則、展示会のために作成したもの、展示会での使用を目的としたものに限りません。（ブース看板、のぼり等）

対象になるかご不明なものに関しましては、お問い合わせください。

6 申請書記載例

××年 11月15日

千代田区長 殿

法人の場合、登記されている本店所在地
個人事業者の場合、主たる事業所

所在地 〒102-0074

東京都千代田区九段南1-6-17

事業者(団体)名 株式会社 千代田区役所

代表者職氏名 代表取締役 千代田 太郎

電話番号 03-××××-△△△△

E-Mail chiyodakuyakusho@city.chiyoda.lg.jp

補助金交付申請書

千代田区中小企業販路拡大事業支援補助交付要綱第4条に規定する事業を実施しますので、同要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 事業の種別（いずれかに丸を記入）

開催事業 / 出展事業（所属団体名 ●●●●●会千代田支部）

2 交付申請額

金 100,000円

・所属する認定商工関係団体の名称を記入

3 事業の内容

別紙のとおり

- ・補助対象経費（出展小間料、装飾費、備品レンタル費）の2/3
- ・上限10万円（20万円）
- ・千円未満切捨て

第 11 号様式（第 14 条関係）

請求書

補助金交付額確定通知書に記載された「確定した金額」を記載

金 100,000円也

中小企業販路拡大事業支援補助金として、上記金額を請求します。

なお、支払金は下記の口座にお振込みください。

××年 12月10日

千代田区長殿

所在地 〒102-0074

東京都千代田区九段南1-6-17

事業者(団体)名 株式会社 千代田区役所

代表者職氏名 代表取締役 千代田 太郎 印

振込先金融機関

代表者印を押印

金融機関	ちよだ	銀行	ちよだ	本店						
		信用金庫		支店	出張所					
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄 (いずれにかに○を記入)	口座 番号	1	2	3	4	5	6	7	
			フリガナ							
フリガナ	カ) チヨダクヤクシヨ									
口座名義	株式会社千代田区役所									

7 申請書一式

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

千代田区長 殿

所在地 〒

事業者(団体)名

代表者職氏名

電話番号

E-Mail

補助金交付申請書

千代田区中小企業販路拡大事業支援補助交付要綱第4条に規定する事業を実施しますので、同要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業の種別（いずれかに丸を記入）
開催事業 / 出展事業（所属団体名 _____）
- 2 交付申請額
金 _____ 円
- 3 事業の内容
別紙のとおり

請求書

金 _____ 円也

中小企業販路拡大事業支援補助金として、上記金額を請求します。

なお、支払金は下記の口座にお振込みください。

年 月 日

千代田区長殿

所在地 〒

事業者（団体）名

代表者職氏名

印

振込先金融機関

金融機関	銀行		本店								
	信用金庫		支店								
	信用組合		出張所								
預金種目	1. 普通	2. 当座	3. 貯蓄	口座 番号							
	(いずれにかに○を記入)										
フリガナ											
口座名義											

令和7年5月

編集・発行：千代田区地域振興部商工観光課

〒102-0074 千代田区九段南 1-6-17

千代田会館 8階

電 話 03-5211-4185

F A X 03-3261-5908

E-mail shoukougankou@city.chiyoda.lg.jp